

鹿児島市児童相談所（仮称）什器等整備支援業務委託仕様書

1 委託業務名

鹿児島市児童相談所（仮称）什器等整備支援業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務の目的

本業務は、令和6年度に策定した「鹿児島市児童相談所（仮称）施設整備計画」に基づき、10年度に本市が新設する児童相談所において、子育てや家庭の問題に不安を抱えた利用者が安心して相談や検査を行うことができ、また、児童虐待等に起因して一時保護された子どもが家庭的かつ快適な温かみのある空間で生活できるよう、適切な什器・調度品等の選定や内装の検討等を行うもの。

4 建物概要

整備地	西谷山二丁目4番3ほか2筆
構造	1階：児童相談所 2階：一時保護所
延べ面積	4,600㎡程度
諸室構成	別表のとおり
想定職員数	130人程度

5 本市児童相談所の整備スケジュール

令和6年度・・・鹿児島市児童相談所（仮称）施設整備計画策定
7年度・・・基本設計・実施設計
8～10年度・・・建設工事
10年度中・・・工事完了、什器等納品、児童相談所開設

6 業務の内容

(1) 現有品等の物量調査

- ・ 現執務室で使用している既存什器や各種資料等の現有品や、県からの引継ぎ資料等に関する物量調査を行う。

(2) 内装等の検討・レイアウト等の作成

- ・ 発注者が貸与する図面データや現有品等の物量調査をもとに、各諸室やエリアにおける内装（壁紙、フロアカーペット等の色調など）及び必要な什器等の検討を行い、レイアウトやイメージ図等を作成する。
- ・ 対象は、建物内のすべてのエリアとするが、厨房における業務用調理機器の選定や配置検討は除く。

- ・ 検討に当たっては、「鹿児島市児童相談所（仮称）施設整備計画」や他都市の事例を踏まえるとともに、特に以下のことに留意すること。
 - ① 児童相談所（相談室、心理検査室、エントランスなど）
 - ・ 子育てに関する不安や悩みを持った利用者が安心して気軽に相談できるほか、プライバシーに配慮した環境とすること。
 - ・ 相談室や検査室、プレイルーム等は、安全で明るく心理的に落ち着ける環境にすること。
 - ・ エントランスホールの情報コーナーについては、視認性や訴求性を考慮したデザインとすること。
 - ② 一時保護所（居室、ラウンジ、食堂など）
 - ・ 家庭的で、明るく温かみのある環境とし、子どもたちが安心して過ごせるデザインや色使いを取り入れること。
 - ・ 什器等の選定においては、安全性に配慮することとし、必要に応じて、クッション材の取り付けなど、接触時のケガ防止対策等を提案すること。
 - ③ 事務室、宿直室
 - ・ 職員同士が連携しやすいよう担当者間の動線を最適化し、迅速な打合せや情報共有を行えるよう、日常的な業務オペレーションを踏まえたレイアウトとすること。
 - ・ 将来的な相談件数の増加等に応じた職員増にも柔軟に対応できること。

(3) 各諸室等における必要品目等の整理

- ・ 諸室やエリアごとに必要な品目、規格、数量、予算額、納品見込期間、サンプル品の型番を一覧化すること。
- ・ 什器等の選定においては、発注時の公平性を確保する観点から、同等品が存在するものを提案すること。

(4) 搬入計画の作成

- ・ 作成したレイアウトや一覧をもとに、効率的に各什器等の搬入や配置を行えるよう、納品・運搬・設置作業等の手順に関する計画を作成すること。

(5) その他

- ・ 職員へのヒアリングや庁内会議等への参加を通して、職員のニーズ把握を行い、助言、提案を行うこと。

7 業務の範囲

建物内のすべてのエリア（ただし、厨房の業務用調理機器の選定や配置検討は除く。）

8 成果品等

受注者は、以下のとおり、「6 業務の内容」に則した調査検討結果を資料としてとりまとめ納品しなければならない。詳細及び納品時期は、協議のうえ決定するものとする。なお、成果品の作成にあたっては、写真、イメージ図などを活用し、視覚的に分かりやすくすること。

(1) 成果品

- ① 什器等の配置が示されたレイアウト（新規物品・現有品転用の種別を示すこと）
- ② 什器等一覧（画像及び選定理由付き）
- ③ 事務室、宿直室、倉庫等における文書や物品の収納量検証資料
- ④ 協議等の議事録
- ⑤ その他、市との協議において必要とされたもの（イメージ図等を想定）

(2) 提出形式・数量

紙媒体 各5部 及び 電子媒体（CD-R等）

(3) その他

- ・ 成果品の管理及び権利は発注者に帰属するものとする。
- ・ 受注者の承諾なく、成果品を公表及び他人に閲覧させてはならない。

(別表)

		室名	備考
児童相談所（1階）	管理エリア	事務室	児童相談所職員事務室（90人程度）
		所長室	
		会議室（大）	会議室用倉庫あり。職員全体会議、職員研修、要対協の各種会議等で使用
		会議室（中）	可動式間仕切りにより、部屋を分割可能。
		会議室（小）	
		ブレイルーム	多目的に利用できるブレイルームを設置。
		司法面接室兼法医学鑑定室	性的虐待等の面接を行う部屋。
		観察室	司法面接室の様子をモニタリングする部屋。
		医務室	
		給湯室	
		職員用男子更衣室	
		職員用女子更衣室	
		職員・関係者用WC	
		倉庫	終了したケース記録の保管等を想定
	警備員室	警備員の宿直スペース	
	用務員室	清掃等用務員控室	
	開放エリア	利用者用WC	来所者用
		多目的WC	
		授乳室	
		待合室（スペース）	来所者用待機スペース（エントランスホールに含む）
		ブレイルーム（待合用）	
		情報コーナー	
	エントランスホール	風除室、待合スペース含む	
	専門エリア	面接相談室1～7	児童福祉司等が児童及び保護者と面接を行う。
		面接相談室（和室）	
		心理検査室1～8	児童心理司等が児童及び保護者と面接を行う。
		心理療法室（箱庭療法室）	箱庭を利用して児童の心理状態を計測する。箱庭に砂を使用するため専用の部屋が必要。
ブレイルーム（学齢用・幼児用）	多目的に利用できるブレイルームを設置。		
共用	廊下、階段、機械室、電気室等		

室名		備考
管理 エリア	事務室	一時保護所職員事務室（40人程度）
	親子訓練室	一時保護児童の家庭復帰に向け、試行的に親子で生活を行い、親子関係の構築や子どもへの関わり方を学ぶ部屋
	観察室	親子訓練室の様子をモニタリングする部屋。必要に応じて児童心理司等が子どもへの関わり方などをアドバイスする。
	面接室	児童福祉司等が一時保護児童等と面接を行う。
	給湯室	
	男子更衣室	職員用
	女子更衣室	
	倉庫	適所に配置
	児童所持品保管室	児童の所持品を一時的に預かり保管するスペース。
幼児ユニット (定員6人)	幼児用宿直室	幼児室担当職員の宿直室
	幼児用WC	幼児専用。安全で家庭的な設えとする。
	幼児用洗面、脱衣所、浴室	安全で家庭的な設えとする。
	幼児用居室	就学前の幼児用。
	幼児用プレイルーム	安全で家庭的な設えとする。
学齢男子ユニット (定員7人)	学齢用宿直室	学齢担当職員の宿直室
	男子ラウンジ	児童がくつろげる場所。安全で家庭的な設えとする。
	学齢用WC	
	学齢用洗面、脱衣所、浴室	
学齢女子ユニット (定員7人)	学齢用宿直室	学齢担当職員の宿直室
	女子ラウンジ	児童がくつろげる場所。安全で家庭的な設えとする。
	学齢用WC	
	学齢用洗面、脱衣所、浴室	
多目的居室等	リビング	
	多目的WC	
	多目的洗面、脱衣所、浴室	
	多目的居室（2室）	
	隔離室兼静養室	感染症に罹患した子どもを隔離するほか、集団生活に馴染めない子どもを落ち着かせる部屋としても利用する。ベッド（布団）、洗面、トイレ、シャワー等を設置する。
共同生活 エリア ほか	厨房関連	厨房及び厨房用休憩室等
	食堂	入所児童、職員合計30人程度の利用を想定。手洗い場を設置。
	学習室（2部屋）	入所児童状況に応じて可動式壁で仕切りを可能にする。
	洗濯室	児童の衣類を洗濯・乾燥を行う。
	体育館	器具庫を併設。
	グラウンド	
	備品倉庫	ベッド等の大型家具（予備用）の保管用
共用	廊下、階段、EV、EVホール、PS・EPS等	